

第6章 計画の推進に向けて

計画の推進に向けて

本章では、本計画を推進するための方策や、立地適正化計画の誘導施策、都市再生特別措置法に基づく届出制度、立地適正化計画の進行状況を確認するための評価指標、本計画の進行管理と見直しについて示します。

1

実現化方策

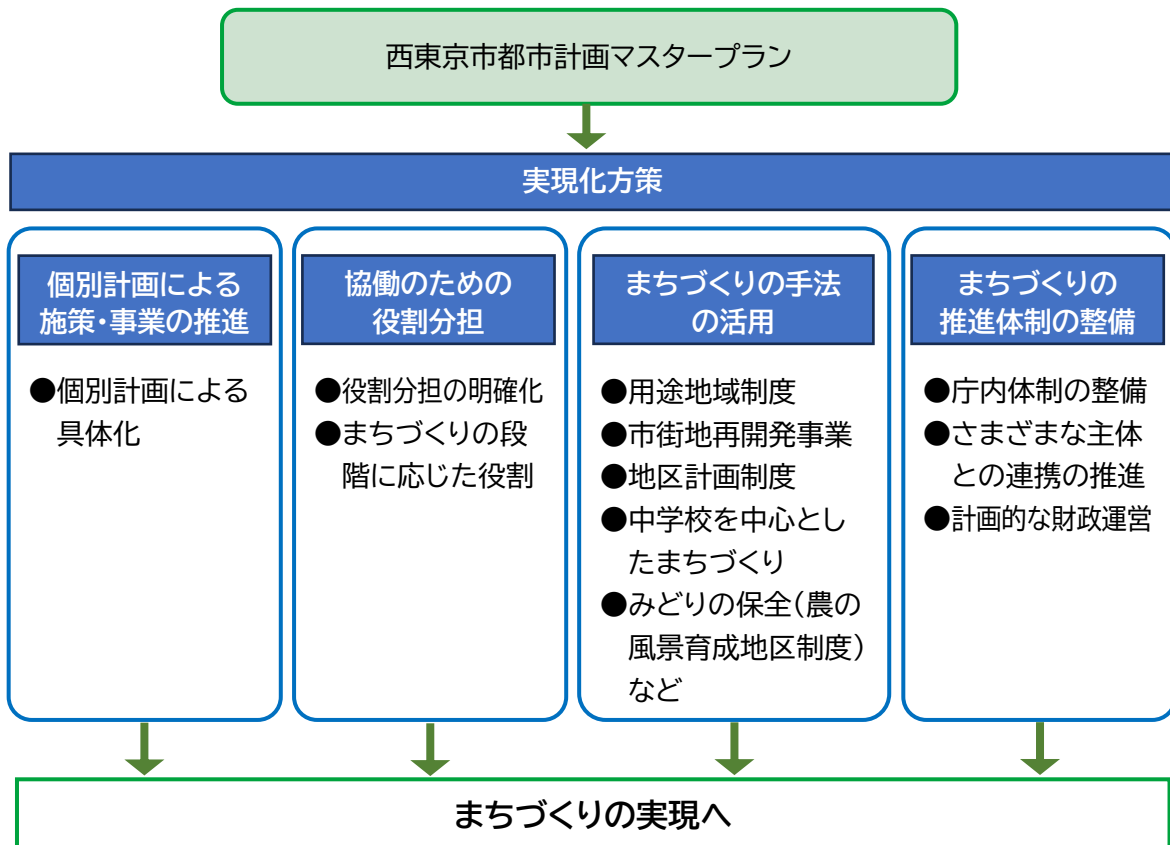
全体構想や拠点別構想に示した「まちづくりの方針」や「まちづくりの施策」を実現するためには、様々な取組が必要となります。その考え方を「実現化方策」として示します。

実現化方策は、西東京市都市計画マスタープランにおける将来都市像・まちづくりの目標の実現に向けて、全体構想や拠点別構想で示した考え方を踏まえ、各個別計画に基づく施策・事業を推進するためのものです。

また、将来都市像を実現するためには、行政をはじめ、子ども・若者から高齢者までの多様な世代の市民や市民活動団体、事業者等のさまざまな主体が協働し、一人ひとりが互いに認め合い、自分らしく活躍することができる市民主体のまちづくりを進めていくことが大切です。

そのため、協働のための役割分担やまちづくり手法の活用、まちづくりの推進体制を整備していきます。

《 まちづくりの基本的な進め方のイメージ 》



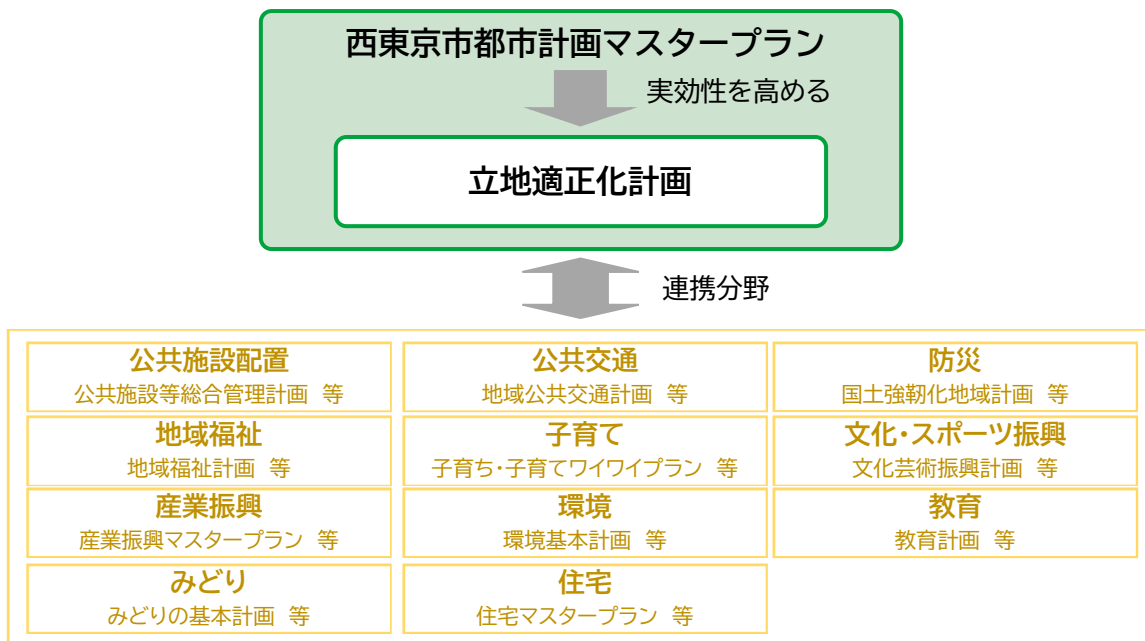
(1) 個別計画による施策・事業の推進

本計画における全体構想及び拠点別構想は、長期的な視点におけるまちづくりの基本的な方針を示すものであり、その具体化にあたっては各分野の個別計画等をもとに推進していきます。

特に、本市の総人口については、増加傾向にありますが、将来的には、少子高齢化等を背景として、減少に転じることが予想されています。

そこで、これらの状況下においても、将来にわたり安全・安心で快適な生活環境の実現や、持続可能な都市経営等を可能とするため、立地適正化計画を活用し、全体構想及び拠点別構想の実現に向け、実効性を高めていきます。

《 本計画と個別計画との関連性 》



(2) 協働のための役割分担

まちづくりの主体である市民・事業者等のさまざまな主体・行政のそれぞれの役割を明確にした上で、相互の連携・協力により、その取組が相乗的な効果を得ることを目指します。

1) 市民

- 市民は、一人ひとりがまちづくりの担い手であることを認識してもらい、まちづくりの内容をより一層深めることが必要です。
- 主体的にまちづくり活動を展開し、暮らしやすい地域の環境づくり、地域の課題解決に対して、住民自治の観点から積極的にまちづくりに参加・協力することが必要です。

2) 事業者等

- 事業者等（民間企業、大学などの教育機関、農業者等）のさまざまな主体は、本計画に即した適正な活動に努め、地域の産業や経済の発展、みどりや環境の保全などに貢献することが必要です。
- 地域社会を構成する一員として、本市のまちづくりへの理解を深めるとともに、まちづくりにおける制度の活用等による地域への貢献が必要です。

3) 行政

- 本計画の周知とともに、まちづくりに関する事業や情報を広く発信し、情報の共有化を図ります。
- 市民や事業者等のさまざまな主体が、主体的にまちづくりに参加できる体制の構築や機会の拡大、活動の支援に努めます。
- 本市の特徴である農地については、東京都や庁内の関連部局と連携し、農業者や市民、市民団体、民間企業、大学など地域の多様な主体が参画する仕組みづくりを推進します。
- 特に大規模・広域的で長期的・専門的な視点を要するまちづくりの担い手として、各種計画や事業の決定・変更・推進・調整を図ります。

具体的なまちづくりには、構想・計画・事業実施・管理など、様々な段階があります。段階に応じて、各主体の役割も変化することから、順を追って取り組み、積み重ねることでまちづくりの実現を目指します。

《 まちづくりの段階に応じた役割のイメージ 》

■段階	■市民	■事業者等	■行政
まちづくりの準備	プレイヤーとしての認識 <ul style="list-style-type: none"> ▶ まちづくりの担い手としての意識の向上 ▶ まちづくりの実施における市民の役割の認識 ▶ まちづくりに関する情報取得、共有 	地域社会の構成員としての認識 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 地域への協力意識の向上 ▶ まちづくりの実施における事業者等の役割の認識 	担い手の発掘・育成 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 都市計画マスタープランの積極的なPR ▶ まちづくりに関する制度・支援等の情報発信（出前講座や勉強会の開催、SNS等の情報発信ツールの活用） ▶ 最新のまちづくり手法に関する調査・研究
まちづくりの計画	計画段階からの主体的な参加 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 計画検討への主体的・積極的な参加と協力 ▶ 行政に対する意見・要望 	計画段階からの主体的な参加 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 計画検討への主体的・積極的な参加と協力 ▶ 専門性を活かしたまちづくりへの提案 ▶ 行政に対する意見・要望 	計画・手法の検討 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 市民・事業者等の意見・要望の収集と把握 ▶ 効率的・効果的なまちづくり手法の検討 ▶ 事業・規制に対する市民・事業者等への理解と協力の要請
まちづくりの実施	プレイヤーとしてのまちづくりへの参加 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 自治会・町内会等による地域レベルのまちづくりの実施 ▶ まちづくり活動団体による地域性を活かしたまちづくりの実施 	事業活動を通じたまちづくりへの参加 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 計画に即した事業活動の展開 ▶ 専門的な技術やノウハウを活かしたまちづくり活動への参加・協力 	まちづくり活動のための土台作り <ul style="list-style-type: none"> ▶ 計画に即した秩序だったまちづくりの推進 ▶ 都市インフラ等の整備・更新 ▶ 市民・事業者等が実施する継続的なまちづくり活動への支援、コンテストや表彰制度の創設 ▶ 国や都、周辺自治体等の関係機関との連携・調整
まちづくりの運営	プレイヤーとしてのまちの運営 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 都市インフラの活用 ▶ 地域レベルでの街並みの維持・管理 ▶ 継続的なまちづくり活動の実施・継承 ▶ 市内外へのまちづくりに関する情報の発信 	事業活動を通じたまちの運営 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 都市インフラの管理 ▶ 市民・行政が実施するまちづくり活動への継続的な参加・協力 ▶ 市民の満足度や地域の魅力の向上につながる地域貢献の実施 	市民・事業者等のまちづくり活動の支援 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 都市インフラ等の維持・修繕 ▶ 事業や計画の評価・見直し ▶ 市民・事業者等が実施する継続的なまちづくり活動への支援、コンテストや表彰制度の実施 ▶ 市内外へのまちづくりに関する情報の発信・PR（まちづくり人材の育成、魅力向上）

将来都市像の実現

(3) まちづくりの手法の活用

本計画に基づくまちづくりの推進のため、関連計画と整合・連携を図りながら、都市計画法による規制・誘導や、関連法令に基づく新たな制度・事業手法を地域の特性に応じて適切に活用し、きめ細やかなまちづくりを展開していきます。

1) 計画的な土地利用を実現するために

⇒地域地区（用途地域等）など

2) 根幹的な都市施設を整備するために

⇒都市施設などの都市計画決定、街路事業、公園整備事業の推進など

3) 面的な市街地の改善のために

⇒市街地再開発事業、土地区画整理事業の推進など

4) 地区単位のきめ細かいまちづくりのために

⇒地区計画などの制度活用など

（地域に住んでいる方が中心となって、まちのルールを提案することも可能です）

5) 適切な開発や建築を規制・誘導するために

⇒開発許可制度、建築確認制度などに関する指導

6) 市独自のまちづくりを可能とするために

⇒人にやさしいまちづくり条例など

7) 中学校を中心としたまちづくりを実現するために

⇒学校施設の在り方と、まちづくりのルールの検討など

8) みどりの保全を実現するために

⇒公園の魅力的な更新や創出の推進

⇒民間企業や大学のオープンスペースの保全

⇒生産緑地制度の推進

⇒農の風景育成地区制度の活用方法の検討

⇒地区計画農地保全条例制度の検討など

9) 災害に強いまちづくりを実現するために

- ⇒防災性の高い市街地を形成するための用途地域等の見直し検討
- ⇒防災指針の推進、関連計画（国土強靱化地域計画、地域防災計画）との整合・連携など

10) 新たな社会ニーズを踏まえた戦略的なまちづくりのために

- ⇒公共施設マネジメントの観点による都市施設や公共施設、公共的空間の維持管理、人口構成や社会ニーズの変化を踏まえた機能転換・再編
- ⇒国などの支援制度を活用した都市機能の誘導・維持
- ⇒民間活力の導入（指定管理者制度の活用・拡充）など

11) 協働のまちづくりを持続可能なものとするために

- ⇒協働のまちづくりを推進するためのイベント（シンポジウム・意見交換会・まち歩き・学習会など）を踏まえ、まちづくり構想の検討
- ⇒地域の魅力・価値向上や課題解決を担い、地域に根ざして活動する組織の育成と協働事業の展開など

(4) まちづくりの推進体制の整備

1) 庁内体制の整備

市民にまちづくりについて、理解してもらうため、庁内体制の充実に努めます。
実際のまちづくりでは、分野横断的な取組が必要となるため、関連部局との連携の強化を目指します。

2) さまざまな主体との連携の推進

周辺自治体と日頃からまちづくりに関する情報交換を行い、必要に応じて連携したまちづくりを推進します。

国・東京都や、各種の関係機関との間でも随時情報交換を行い、適切な役割分担によりまちづくりを進めます。

市内のまちづくりに関するNPO法人などとの連携や地域のまちづくり活動団体の育成に努めます。

3) 計画的な財政運営

都市計画に関する事業や都市基盤施設・公共施設等の維持管理を戦略的・継続的に実施するため、国や東京都の補助金を有効活用するとともに、自主財源の確保に努めます。

また、まちづくり事業への基金の活用や民間企業の資金・ノウハウを積極的に活用した事業展開を図ります。

2

立地適正化計画の誘導施策

(1) 誘導施策の体系

立地適正化計画策定後は、居住誘導区域、都市機能誘導区域・誘導施設の設定をもとにして、届出制度に基づく居住や都市機能の誘導を行います。それと同時に、誘導を促進するための各種施策を実施することにより、計画の実効性を高めることが求められます。

必要な誘導施策の検討にあたっては、「立地適正化計画の方針」で整理した、「居住に係る誘導方針」及び「都市機能に係る誘導方針」に基づいて設定します。誘導方針を踏まえた、誘導施策の体系は以下のとおりです。

《 誘導施策の体系 》



(2) 誘導施策の内容

1) 居住誘導に係る施策

施策ごとの内容、対象区域、想定される事業などについては、以下のとおりです。

【居①】都市基盤整備等による良好な住環境の形成

- ・老朽化が進む都市基盤（道路、下水道）の計画的な更新や長寿命化の実施を進めるとともに、公園施設の更新や魅力の向上を図り、良好な住環境の形成に努めます。
- ・また、住宅地等の緑化推進や屋敷林・雑木林の保全などにより、身近にみどりがある魅力ある住環境を創出します。
- ・地区計画など各種制度の活用や敷地面積の最低限度の導入を検討し、ゆとりある良好な住環境、防災性の向上を目指します。

【対象区域】：居住誘導区域

【想定される事業等】：都市計画施設の改修事業（立地適正化計画に基づく都市計画事業の認みなし制度）の活用検討、都市基盤の計画的な更新・長寿命化、公園施設の更新、住宅地等の緑化推進、屋敷林・雑木林の保全、地区計画制度の活用等の検討、都市計画の見直し（敷地面積の最低限度の導入）の検討

【関連する国の支援事業】：市民緑地等整備事業 等

【居②】農地が身近にある住環境の維持

- ・農産物の生産の場としての役割のほか、安全・安心な住環境の形成に資する防災機能の発揮が期待されることから、生産緑地地区や生産緑地地区以外の農地等を含めた面的な区域を居住誘導区域に含めます。特に、農地率 15.0%以上の地域では、農地が身近にある住環境を維持するため、土地利用転換を許容しつつも、農地保全策を推進します。
- ・生産緑地地区など農地が身近にある住環境を維持するため、引き続き、生産緑地地区制度の活用を推進するとともに、農地としての新たな利活用や公園空白地区における公園・緑地への転換等について検討を進めます。
- ・農のある風景と周辺の住環境が調和したまちづくりを推進するため、農の風景育成地区制度の活用について検討を進めていきます。また、きめ細やかに地区内のルールを定めることができる地区計画制度の活用について検討を進めます。

【対象区域】：居住誘導区域内の農住環境共存ゾーン

【想定される事業等】：生産緑地地区制度の活用、農の風景育成地区制度の活用の検討、地区計画農地保全条例の活用の検討、農地の創出・再生支援事業の活用の検討

【関連する国の支援事業】：市民農園等整備事業 等

【居③】市内の移動環境の改善

- ・ 道路交通の円滑化の確保や歩行者・自転車の安全で快適な歩行・走行空間の確保のため、計画的な都市計画道路の整備を推進するとともに、住環境の基盤となる主要生活道路の整備を推進します。
- ・ 都市計画道路の整備にあわせた無電柱化により、歩行者等の安全性を確保します。
- ・ 地区計画制度などの活用により、建築物の建替え等にあわせた拡幅等により道路の安全性・快適性を確保するとともに、一定規模以上の幅員を有する幹線道路における道路空間の再配分の検討やシェアサイクルなどのサービスを気軽に利用できる環境整備により、徒歩や自転車利用で利用しやすい環境づくりを進めます。

【対象区域】：居住誘導区域**【想定される事業等】：都市計画道路事業、市道の新設改良事業の推進****【関連する国の支援事業】：都市再生整備計画事業 等****【居④】駅との近接性を活かした、利便性の高い住宅地の形成**

- ・ 将来都市構造で位置付けた「中心拠点」及び「地域拠点」は日常生活を支える各種都市機能が集積し、交通の利便性が高いことから、居住の促進を図ります。
- ・ 住環境の保全を前提として、人口の維持・増加に向けた中低層の住宅の立地が可能となるよう、中心拠点にふさわしい住宅地の形成に向け、都市計画の見直し等を検討します。

【対象区域】：居住誘導区域**【想定される事業等】：地区計画の検討、建蔽率及び容積率の見直し****【居⑤】多様な交通サービスの連携による公共交通ネットワークの充実**

- ・ 市内の各地域で快適に暮らすことができるよう、鉄道、路線バス、はなバス、タクシー、その他の移動手段の適切な役割分担による連携強化により、拠点と市内の居住地等を結ぶ公共交通を確保します。
- ・ また、道路整備の進捗にあわせた路線バスの経路変更や新規路線の開設等に向けた協議・検討を進めます。
- ・ 高齢化など将来の人口特性や市民ニーズ、施設立地等を踏まえた、はなバスの持続的な運行など、より効率的で利便性の高い運行を目指します。

【対象区域】：居住誘導区域**【想定される事業等】：はなバスの利便性向上・収支改善、新たな移動手段の導入****【関連する国の支援事業】：都市・地域交通戦略推進事業 等**

【居⑥】多世代が魅力を感じ、住み続けたいくなる住環境づくり

- ・将来的な高齢化の進行により地域課題が生じる見込みのある地域において、老朽化が進む等の大規模な住宅団地については、東京都等とも連携する中で、再生にあわせて、用途地域を踏まえたまちづくりの検討を進めます。
- ・子育て世代の定住促進を図るため、地域との交流づくりや、空き家等の活用も含めた、居住への支援を検討します。

【対象区域】：居住誘導区域

【想定される事業等】：団地再生に伴うまちづくりの検討、子育てに適した住宅確保に必要な情報提供、空き家等の利活用の検討

【関連する国の支援事業】：住宅市街地総合整備事業（住宅団地ストック活用型） 等

【居⑦】安全・安心な住環境の確保に向けた防災対策の推進

- ・防災指針で整理したとおり、市内には、土砂災害、地震、洪水、内水に基づく災害リスクを有しているため、それらに対応して、災害リスクの回避・低減の視点により、ハード・ソフト両面による防災対策を推進します。
- ・今後のまちづくりにおいて、都市と自然が調和した都市空間を形成することを目指し、防災・減災を意識した取組を進めることにより、安全・安心な住環境の形成を図ります。

【対象区域】：居住誘導区域

【想定される事業等】：立地適正化計画に基づく居住誘導、緑地機能の保全、延焼遮断帯の整備・保全、建築物の耐震化・不燃化対策、石神井川の流域治水対策の促進、雨水流出抑制施設の整備、避難路・避難場所などの確保

【居⑧】災害リスクの高い住宅地の改善

- ・土砂災害警戒区域や地震に関する地域危険度が市内で高い地域（総合危険度ランク4）、木造住宅密集地域及び不燃化の状況や住宅の密度が木造住宅密集地域と同等である地域は、特に災害リスクが高く住環境の向上が必要なため、地域の防災・減災対策を推進します。
- ・敷地面積の最低限度の導入、防火地域及び準防火地域指定などの防火規制等により、敷地の細分化防止や建築物の不燃化・耐震化を促進します。
- ・また、細街路や行き止まり道路の解消等を図り、防災性の向上を図ります。

【対象区域】：居住誘導区域の防災環境促進ゾーン

【想定される事業等】：都市計画の見直し（敷地面積の最低限度の導入、防火地域及び準防火地域指定）の検討、耐震化助成事業の推進、地区計画制度の活用 の検討、法令に基づく指導の実施

2) 都市機能誘導に係る施策

施策ごとの内容、対象区域、想定される事業などについては、以下のとおりです。

【都①】交通結節点における利便性の確保

- ・田無駅南口や西武柳沢駅北口においては、交通広場や接続する道路等を整備し、乗り換えの利便性を高め、交通結節機能の強化、駅前のにぎわいの向上を図ります。
- ・駅及び駅へのアクセス道路などのユニバーサルデザインを推進します。
- ・多様な移動手段が円滑につながり、移動を促進できるよう、駅周辺に自転車駐車場の確保やシェアサイクルの環境整備を進めます。

【対象区域】：都市機能誘導区域

【想定される事業等】：都市計画道路事業の推進、駅周辺の自転車駐車場の整備・検討

【関連する国の支援事業】：都市再生整備計画事業、バリアフリー環境整備促進事業 等

【都②】オープンスペースなどの活用によるにぎわいづくり

- ・誘導施設の立地誘導に加えて、駅前広場における景観形成やにぎわい空間の創出、駅前のオープンスペース等を活用したイベント等の実施により、回遊性の向上を図り、にぎわいづくりを進めます。
- ・東伏見駅周辺では、連続立体交差事業を契機としたにぎわいづくりを進めます。
- ・にぎわいづくりにおいては、公民連携によるまちづくりを推進します。

【対象区域】：都市機能誘導区域

【想定される事業等】：オープンスペースや道路空間を活用したにぎわいづくりの検討、東伏見駅周辺連続立体交差事業の促進

【都③】各拠点における誘導施設の立地誘導

- ・各拠点において、業務、商業施設などの集積や公共交通によるアクセスの利便性を高めつつ、設定した誘導施設の立地を誘導するため、届出制度を適正に運用するとともに、国の支援事業等の活用を検討します。

【対象区域】：都市機能誘導区域

【想定される事業等】：立地適正化計画に基づく都市機能誘導

【関連する国の支援事業】：都市構造再編集中支援事業 等

【都④】日常生活を支える拠点としての魅力向上

- ・日常生活を支える地域に密着した商店街などでは、安全な歩行空間の創出を図り、魅力向上につなげます。
- ・また、小規模店舗におけるバリアフリー化の支援やだれもが安心して外出できる環境の整備などにより、人にやさしい環境整備を進めます。

【対象区域】：都市機能誘導区域

【想定される事業等】：小規模店舗等バリアフリー改修工事費助成制度

3 届出制度（立地適正化計画）

立地適正化計画が策定されると、居住誘導区域の区域外において一定規模以上の開発行為等を行う場合や、各都市機能誘導区域の区域外における誘導施設の整備については、都市再生特別措置法に基づく事前の届出が義務付けられます。

（1）居住誘導区域に係る届出制度

居住誘導区域外での住宅開発等の動向を把握するため、居住誘導区域外で以下の行為を行おうとする場合には、原則として、行為に着工する日の30日前までに市への届出が義務付けられます。（都市再生措置法第88条第1項）

《 居住誘導区域外において届出の対象となる行為 》

<p>開発行為</p>	<p>①3戸以上の住宅の建築目的の開発行為 (例) 3戸の開発行為 届出必要 </p> <p>②1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、規模が1,000㎡以上のもの (例) 1,300㎡ 1戸の開発行為 届出必要 </p> <p>(例) 800㎡ 2戸の開発行為 届出不要 </p>
<p>建築等行為</p>	<p>①3戸以上の住宅を新築しようとする場合 ②建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合 (例) 3戸の建築行為 届出必要 </p> <p>(例) 1戸の建築行為 届出不要 </p>

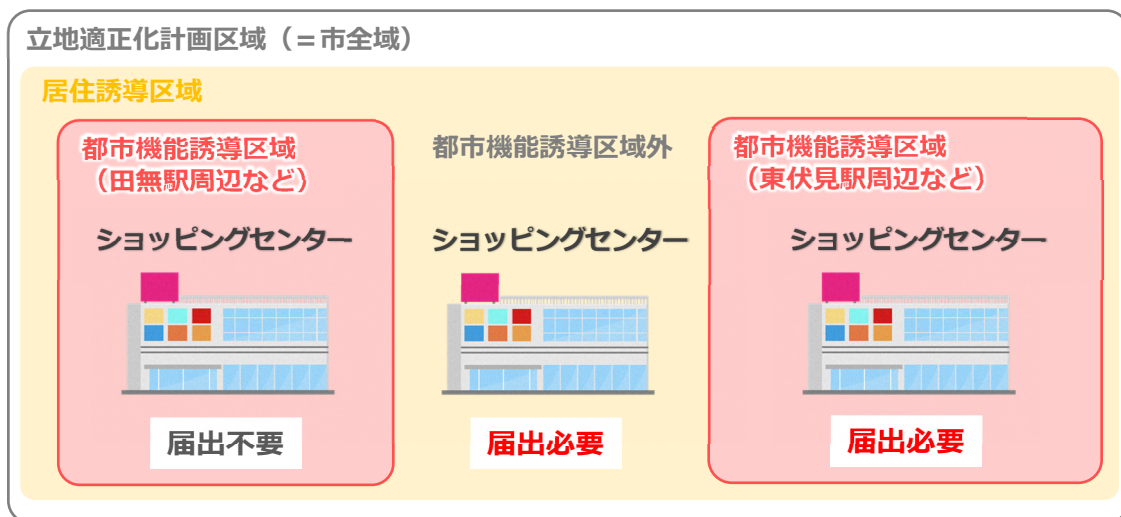
(2) 都市機能誘導区域に係る届出制度

都市機能誘導区域外での誘導施設の整備等の動向を把握するため、都市機能誘導区域外で以下の行為を行おうとする場合には、原則として、行為に着工する日の30日前までに市への届出が義務付けられます。(都市再生措置法第108条第1項)

≪ 都市機能誘導区域外において届出の対象となる行為 ≫

開発行為	誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合
建築等行為	①誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 ②建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合 ③建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合

≪ (例)3,000㎡以上のショッピングセンターを整備する場合 ≫



また、本計画で設定した都市機能誘導区域内で誘導施設となっている既存施設を休止又は廃止しようとする場合は、30日前までに市への届出が義務付けられます。(都市再生措置法第108条の2)

≪ 都市機能誘導区域内において届出の対象となる行為 ≫

休廃止	都市機能誘導区域内の誘導施設を休止または廃止しようとする場合 ※休止：施設の再開の意思がある場合 ※廃止：施設の再開の意思がない場合
-----	--

4

評価指標（立地適正化計画）

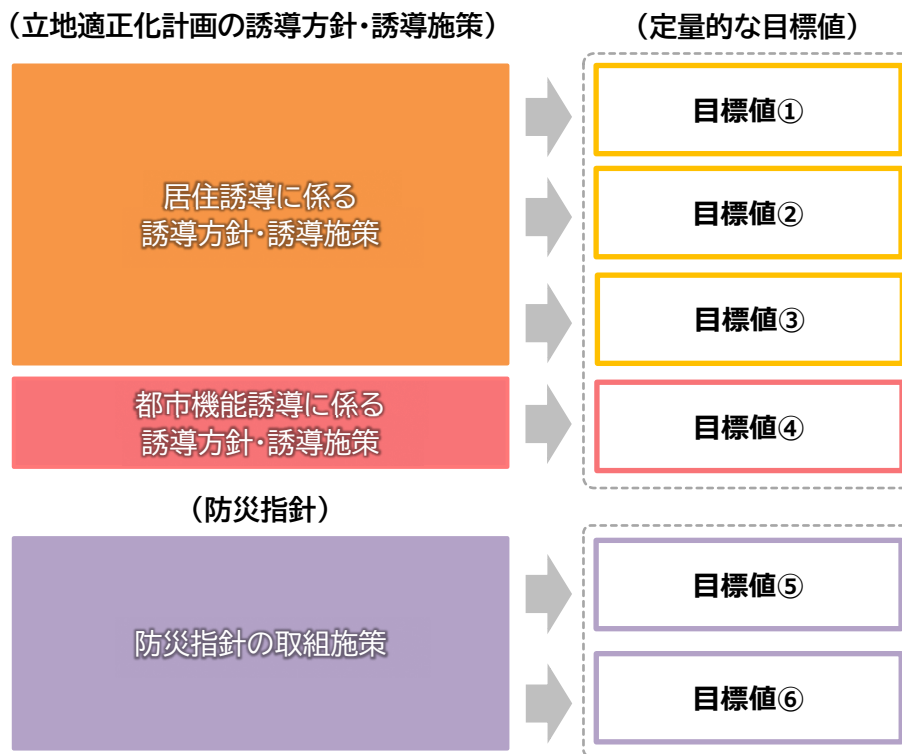
（1）評価指標の設定の考え方

立地適正化計画を適正に管理するため、前述の立地適正化計画の誘導方針や誘導施策を踏まえ、それらの達成状況を評価する評価指標を設定します。

評価指標については、評価・検証時の分かりやすさを考慮し、立地適正化計画の誘導方針と、防災指針で整理した防災まちづくりの具体的な取組の観点に基づき設定します。

また、評価指標においては、「定量的な目標値」を設定し、立地適正化計画の進捗状況を明らかにします。

≪ 評価指標の構成 ≫



(2) 評価指標の設定

1) 居住誘導に関する定量的な目標値

〈 目標値① 〉

指標	現状値 (令和 5(2023)年)	目標値 (令和 25(2043)年)
居住誘導区域内の人口密度の低下抑制	133.9 人/ha	130.0 人/ha

【指標設定の考え方】

居住誘導と都市機能の誘導・充実により、国立社会保障・人口問題研究所による将来見込みよりも居住誘導区域内の人口密度の低下が抑制されているかを確認します。

■人口密度の現状と将来見込み

項目	現状値(R5(2023))	将来推計値(R27(2045))
人口	205,965 人	197,600 人
人口密度	134.0 人/ha	128.6 人/ha

※現状値(2023)の人口は12月1日。

※人口密度は減少傾向となっていることから、現状の130人/ha台を維持する考え方。

※人口密度は、総人口/居住誘導区域面積(1,538ha)として算出。

〈 目標値② 〉

指標	現状値 (令和 5(2023)年)	目標値 (令和 25(2043)年)
特定生産緑地の指定面積割合	9 割	維持

【指標設定の考え方】

市内の生産緑地の指定面積は、減少傾向にあることから、生産緑地の保全の施策の一つとして特定生産緑地の指定の推進を図っています。今後も市内に多く残る生産緑地が市の魅力として保全され、自然環境に囲まれた住環境を維持できているかを確認します。

■特定生産緑地の指定面積割合(令和 5(2023)年)

特定生産緑地指定対象地	特定生産緑地面積	特定生産緑地の 指定面積割合
約 87.5ha	約 77.0ha	約 9 割

※特定生産緑地指定対象地の面積における、特定生産緑地指定面積の割合を維持する考え方。

【参考】生産緑地の指定面積の推移

	生産緑地 指定面積(ha)
令和 2 (2020) 年 12 月 18 日告示時点	約 109.6
令和 3 (2021) 年 12 月 6 日告示時点	約 106.8
令和 4 (2022) 年 12 月 5 日告示時点	約 105.4
令和 5 (2023) 年 11 月 22 日告示時点	約 100.7

〈 目標値③ 〉

指標	現状値 (令和2(2020)年)	目標値 (令和25(2043)年)
公共交通沿線地域の人口カバー率	92.3%	維持

【指標設定の考え方】

路線バスやはなバスの再編をはじめとした公共交通の維持・充実や利用促進を図る各種施策により、公共交通沿線に居住し、公共交通を利用しやすい市民の割合を維持できているかを確認します。

■公共交通沿線地域の人口カバー率

総人口(令和2(2020)年)	徒歩圏内人口 (令和2(2020)年)	公共交通沿線地域の 人口カバー率
206,047人	190,137人	92.3%

※公共交通沿線地域の人口カバー率は、現状で広くカバーされているため、現状維持を図る考え方。
 ※公共交通沿線地域の人口カバー率は、総人口に対する鉄道とバスの沿線人口(町丁目の人口(令和2(2020)年国勢調査)を公共交通徒歩圏面積で按分。
 ※公共交通徒歩圏は、全ての鉄道駅、バス停の徒歩圏(鉄道駅:500m、バス停:300m)。

2) 都市機能誘導に関する定量的な目標値

〈 目標値④ 〉

指標	拠点	現状値 (令和6(2024)年)	目標値 (令和25(2043)年)	
誘導施設の 立地状況	中心拠点	田無駅周辺	2/3	3/3
		ひばりヶ丘駅周辺	2/3	3/3
		保谷駅周辺	2/3	3/3
	地域拠点	東伏見駅周辺	1/2	2/2
		西武柳沢駅周辺	1/2	2/2
		ひばりが丘団地周辺	2/2	2/2

【指標設定の考え方】

都市機能誘導区域内で、誘導施設の維持・誘導が適切に行われているかを確認します。

※誘導施設の立地状況は、例えば中心拠点の田無駅周辺では、誘導施設としてショッピングセンターとスーパーマーケット、銀行の3つの都市機能を設定している。令和6(2024)年度時点ではショッピングセンターと銀行の2つの都市機能が立地しているとカウント。

3) 防災指針の取組施策に関する定量的な目標値

〈 目標値⑤ 〉

指標	現状値 (令和 5(2023)年)	目標値 (令和 25(2043)年)
都市計画道路の整備率	48.4%	70.0%

【指標設定の考え方】

有事の際に延焼遮断帯としての効果を有する幅員の広い、都市計画道路の整備が進んでいるかを確認します。

■都市計画道路の整備率

計画延長	整備済み延長	施行中延長	事業化を 目指す路線	現況値	目標値
51.19km	24.80km	3.40km	7.35km	48.4%	70.0%

※目標値は、現在施行中の都市計画道路、事業化を目指す路線（「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」の優先整備路線に位置付けのある都市計画道路のうち未着手の路線、交通環境整備の方針に示す事業化に向けた調整を図る路線（市施行））が全て整備された場合の考え方。

※各延長や現況値、目標値は、概算の数値及び割合を示しております。

〈 目標値⑥ 〉

指標	現状値 (令和 5(2023)年)	目標値 (令和 25(2043)年)
木造住宅密集地域の町丁目	11 地域	5 地域

【指標設定の考え方】

震災時に延焼被害のおそれがある木造住宅密集地域の解消が図られ、安全・安心な居住環境が形成されているかを確認します。

※東京都策定の「防災都市づくり推進計画」に基づく取組とあわせて、地区計画又は用途地域による敷地面積の最低限度の設定や、市街地状況に応じた防火規制等の指定による敷地の細分化防止、建築物の不燃化の促進が図られた場合の考え方。

5

進行管理と見直し

(1) 進行管理

本計画に基づくまちづくりが適正かつ計画的に行われるよう、計画の継続的な進行管理が必要です。また、進行管理の結果、事業の見直しが必要な場合は、社会情勢等、その事業が置かれている状況を踏まえ、必要性や効率性を検討して判断することが重要です。そのため、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、見直し（Action）、といったPDCAサイクルの仕組みを活用しながら進行管理を行います。

評価（Check）において、全体構想及び拠点別構想については、関連計画・事業との連携を図りながら、行政評価制度を活用します。立地適正化計画については、評価指標の設定により、その状況を定期的又は都市計画を取り巻く環境の変化に伴い必要な時期に検証・評価を行います。その結果を踏まえ、必要に応じて事業の見直しや新たな事業の立案等を行います。

《 PDCAサイクルによる進行管理イメージ 》



(2) 計画の見直し

本計画は、長期的な視点に立った計画であり、おおむね 20 年後の将来像の実現を目指しますが、本市を取り巻く社会情勢の変化や法改正、「第 3 次総合計画」などの上位計画の見直し等があった場合には、それら変化に柔軟に対応するとともに、市民参加等の機会を設けた上で、本計画の一部または全てを改定することを検討するものとし、おおむね 10 年後に見直しを行う予定です。

また、立地適正化計画については、おおむね 5 年ごとに施策・事業の実施状況を調査及び分析評価を行い、計画の進捗状況や妥当性を検討・精査することが望ましいとされていることから、立地適正化計画の施策・事業の見直しを行う場合には、全体構想や拠点別構想との整合に十分留意するものとし、

《 進行管理・見直しイメージ 》

